

税務相談室

日医年金の受取人と その課税関係

北海道医師会顧問税理士 留目 正

問い：間もなく日医の医師年金を受け取ることになるのですが、受給開始後15年以内に私が死亡した場合、遺族年金の受取人を特定の子供にすることができるのでしょうか。できる場合は、その手続きを、また、遺族年金受給にかかる課税関係についてご教示下さい。

お答え：日本医師会の年金制度は、日本医師会が会員である医師の方々の将来の生活基盤の確立と、安んじて診療活動に専念できる等々を目的として設けられたものです。

会員からの加入申込を受け、その掛金を基金として運用し、会員が65歳になった場合には養老年金を、子女の教育資金としては育英年金を、傷病の場合には傷病年金を支給し、また、死亡による場合は、遺族年金または遺族一時金を支給することになっています。

お尋ねの場合は、養老年金の受給にかかることと思われま。受給開始後、年金受給者が死亡した場合は、遺族年金または遺族一時金のいずれかが遺族の方に支給されることとなります。遺族に対する給付金の“受取人”と“課税関係”について順を追ってご説明いたします。

遺族の範囲

日医の年金規程では、遺族の範囲を、加入者の配偶者（夫または妻で法律上の婚姻に限る）、子、養父、養母、実父、実母、孫、祖父、祖母、兄弟姉妹、甥及び姪と定められております。そして、その受給順位は、この記載の順序によることになっています。また、同順位者が2人以上いるときは、年長者が先順位者となります。

遺族の指定①

年金受給者は、遺族年金または遺族一時金の受

け取るべき人をあらかじめ指定することができます。指定できる時期は、加入時から、本人が年金の受給を受けている間は、いつでもできます。手続きについては、それぞれの時点で提出する書類が異なっております。

遺族の指定②

遺言により遺族を指定することができます。この場合は、民法に定められた要件、形式により作成されたものでなければなりません。

以上、①及び②以外の場合は、“遺族の範囲”で述べた受給順位により、遺族年金または遺族一時金の受取人が決められていることとなります。先生の場合年金受給開始手続の際に指定するか、それ以後の時は、“医師年金受給者届出事項変更届（印鑑証明書添付）”を提出することによって子供さんを受取人に指定できます。

課税関係

医師年金は、原則として満65歳から受けることができることになっており、ご本人が生存されている限り、一生涯受け取ることができます。しかも、15年間は、受給者が死亡しても、残りの期間について、同額の年金または一時金が遺族の方に支給されます。

遺族年金

遺族年金を受ける権利は、相続税法上の財産とされます。残存期間の総額が課税対象となるのではなく、残存年数により下の金額となります。

残存期間が5年以下のもの その70%

残存期間が5年をこえ10年以下のもの その60%

残存期間が10年をこえ15年以下のもの その50%

その後、毎年受ける年金は、雑所得となります。年金にかかる雑所得の金額は、所得税法施行令第183条により、次の算式で計算した金額です。

$$\text{その年中の年} \text{金受給額} \text{④} - \text{④} \times \frac{\text{払込保険料総額} - \text{年金受給開始前に受けた剰余金の額}}{\text{年金受給総額又はその見込額}}$$

毎年1月上旬、受給者に「医師年金年間給付額のお知らせ」を送付し、年間（前年）の給付額と課税対象額をご案内することになっています。

遺族一時金

遺族が受け取る遺族一時金は、その全額が、相続税の課税対象額となります。

豊かな老後 確かな支え… 現在、普及推進運動を実施中です！

日本医師会 年金

ご加入のおすすめ

特 色

1. 日本医師会が運営する会員のための唯一の年金。
私的年金として我が国最大規模を誇っています。
2. 長寿社会に対応した年金です。
長生きするほどお得な年金です。
3. 生活設計に応じて年金額を決定できます。
4. 掛金には上限がありません。増減はいつでもできます。
5. 計算利率は魅力ある1.5%です。

加 入 の 要 件

64歳6ヶ月未満の日本医師会会員（会員種別は問いません）

* お問い合わせは

北海道医師会「会員課」 TEL011-231-1434
FAX011-210-4514